

聖籠町下水道排水設備等指定工事店規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年4月1日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町公営企業管理規程第4号

聖籠町下水道排水設備等指定工事店規程の一部を改正する規程
聖籠町下水道排水設備等指定工事店規程（平成22年聖籠町公営企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「次の各号のいずれにも」を「次のいずれにも」に改め、同号アを次のように改める。

ア 精神機能の障害により排水設備等の新設等の工事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第3条第1項第4号カ中「オ」を「カ」に改め、同号カを同号キとし、同号中イからオまでをウからカまでとし、アの次に次のように加える。

イ 工事業者（法人にあっては代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

この規程は、公布の日から施行する。